

島根労働局発表
令和6年11月7日

担当 雇用環境・均等室
室長 鈴木 圭
雇用環境改善・均等推進指導官
宮崎 聖児
Tel 0852 - 31 - 1161



次世代育成支援対策推進法に基づく 「プラチナくるみんプラス」企業として 株式会社山陰合同銀行を山陰両県で初の認定！！

島根労働局（局長 いわみひろふみ 岩見浩史）では、令和4年4月1日からスタートした次世代育成支援対策推進法に基づく新たな認定制度により、不妊治療と仕事との両立をしやすい職場環境整備に取り組む企業として、令和6年10月25日に株式会社山陰合同銀行を山陰両県初の「**プラチナくるみんプラス認定企業**」として認定しました。

株式会社山陰合同銀行は、平成30年に優良な子育てサポート企業として最高位の「プラチナくるみん」企業として認定されており、今回、不妊治療サポート企業としての「**プラス認定**」が加わりました。

なお、株式会社山陰合同銀行は、女性活躍推進の取組が特に優良な企業として最高位の「プラチナえるぼし」企業としても認定されている**プラチナダブル認定企業**^{*注1}であり、**プラチナダブル認定企業がプラス認定されたのは、金融業では西日本**^{*注2}初となります。

※注1：プラチナダブル認定企業（プラチナくるみん及びプラチナえるぼし認定企業）

※注2：西日本（近畿地方、中国・四国地方、九州地方）

《プラチナくるみんプラス認定企業》

株式会社山陰合同銀行

《認定通知書交付式》

1 日 時 令和6年11月12日（火）11時～

2 会 場 島根労働局 専用大会議室

（松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階）

島根労働局長より株式会社山陰合同銀行へ認定通知書の交付を行います。



- 資料1 株式会社山陰合同銀行のプラス認定に係る取組
- 資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要
- 資料3 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況
- 資料4 島根県内の魅力ある職場づくり実践企業の紹介について

プラス認定に係る取組

1 企業の概要

株式会社山陰合同銀行

代表者：取締役頭取 山崎 徹

所在地：松江市魚町10番地

業種：金融業

設立：昭和16年7月

労働者数：2,756人（女性1,648人）〈令和6年8月1日現在〉



2 プラス認定について

認定日 令和6年10月25日

認定 プラス認定

3 不妊治療と仕事との両立に関する主な4つの認定基準に係る取組状況

	認定基準項目	認定基準に係る取組状況
基準1	(1) 不妊治療のための休暇制度の設置	・メディカル休暇制度（年次有給休暇以外）一部改定し、使用条件に 不妊治療を受ける休暇（5日） を追加
	(2) 不妊治療のために利用できる両立支援制度の設置（下記のいずれかの制度） ・半日単位・時間単位の年次有給休暇 ・所定外労働の制限 ・時差出勤 ・フレックスタイム制 ・短時間勤務 ・テレワーク	・半日単位・時間単位の年次有給休暇 有 ・フレックスタイム制 有
基準2	不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び制度内容に関する労働者への周知	・企業トップ自らが 不妊治療と仕事との両立を積極的に推進 し、企業全体でサポートしながら共に働きやすい環境整備、職場風土醸成に取り組んでいく旨の 頭取メッセージ と、不妊治療と仕事との両立支援に関する 方針 及び利用できる 制度等 について、社内通達により 周知
基準3	不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事の両立に関する労働者の理解を促進するための取組	・ 不妊治療や不妊治療と仕事との両立 に向けた会社の取組方針に関する理解を 促進 するための動画（ 不妊治療と仕事との両立に関する研修 ）を配信 ・研修内容 不妊治療の現状、不妊治療の方法、仕事との両立について等
基準4	両立支援担当者の選任及び労働者への周知	・ 不妊治療と仕事との両立に関する相談 をしやすい環境を整備するため、人事部に4名の 両立支援担当者を選任 し、社内通達により 周知

次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の概要

【トライくるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定要件は、令和4年4月1日改正前のくるみん認定と同じです。

【くるみん認定】



次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けるためには、10項目の認定基準を全て満たす必要があります。

【プラチナくるみん認定】



すでに「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と子育ての両立支援の取組を行った企業を厚生労働大臣が認定する制度です。認定を受けるためには、12項目の認定基準を全て満たす必要があります。

【プラス認定】



トライくるみん、くるみん、プラチナくるみんの一類型として、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組む企業が一定の要件を満たした場合、「プラス」認定を受けることができます。認定を受けるためには、くるみん等の認定基準を満たした上で、4項目の認定基準を全て満たす必要があります。



厚生労働省HP

「不妊治療と仕事との両立のために」はこちら →

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



「両立支援のひろば」

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び次世代育成支援に関する取組を公表するためのウェブサイトです。

各社の取組状況や両立支援に関する情報を検索できます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



「次世代育成支援対策推進法関係リーフレット」

令和4年4月1日からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正され、新しい認定制度もスタートしています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/jisedai.pdf>



次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定状況

1 次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん等認定状況（中国地方及び全国）

単位：件

認定 県名	トライ		くるみん		プラチナ	
	くるみん	プラス	くるみん	プラス	くるみん	プラス
島根県	0	0	18	0	2	0
鳥取県	0	0	22	1	1	0
岡山県	0	0	66	1	8	1
広島県	0	0	81	0	2	0
山口県	0	0	42	0	6	1
全 国	2	0	4,740	41	675	63

(令和6年9月末現在)

2 島根労働局管内認定企業

(1) 法第15条の2に基づく「プラチナくるみん」認定企業（2社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2018年	2024年
2	社会医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2017年	

※直近の認定企業順に記載

(2) 法第13条に基づく「くるみん」認定企業（18社）

	認定企業名	所在地	業 種	認定年	プラス認定
1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	松江市	医療・福祉	2020年	
2	株式会社ユニコン	松江市	卸売業、小売業	2019年	
3	株式会社ジェイ・オー・ファーマ	出雲市	製造業	2019年	
4	アサヒ工業株式会社	松江市	建設業	2017年	
5	島根島津株式会社	出雲市	製造業	2016年	
6	公益社団法人益田市医師会	益田市	医療・福祉	2016年	
7	フジキコーポレーション株式会社	松江市	卸売業、小売業	2016年	
8	一畑工業株式会社	松江市	建設業	2015年	
9	イマックス株式会社	松江市	建設業	2015年	
10	社会福祉法人静和会	出雲市	医療・福祉	2015年	
11	株式会社島根富士通	出雲市	製造業	2013年	
12	社会福祉法人島根ライトハウス	松江市	医療・福祉	2017年、2015年、2013年	
13	国立大学法人島根大学	松江市	教育、学習支援業	2015年、2012年	
14	株式会社山陰合同銀行	松江市	金融業	2012年	
15	株式会社テクノプロジェクト	松江市	情報通信業	2012年	
16	松江土建株式会社	松江市	建設業	2011年	
17	医療法人仁寿会	川本町	医療・福祉	2009年	
18	株式会社長岡塗装店	松江市	建設業	2011年、2009年、2007年	

県内の魅力ある職場づくり実践企業を紹介しています。 島根労働局では、働きやすい職場づくりに実績をあげている 企業を認定・表彰しています！！

認定を受けることで、自社の商品、広告、求人票、名刺などに認定マークを使用することができ、認定企業であることをPRすることで、企業イメージの向上、優秀な人材の採用・定着が期待できます。

仕事と育児・不妊治療の両立 「くるみん認定」「プラス認定」

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



島根県内の認定企業一覧はこちら→



お問い合わせ先
島根労働局
雇用環境・均等室

次世代育成支援対策推進法

検索

TEL 0852-31-1161

女性の活躍推進 「えるぼし認定」

女性の活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主が、一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



島根県内の認定企業一覧はこちら→



お問い合わせ先
島根労働局
雇用環境・均等室

女性活躍推進法特集ページ

検索

TEL 0852-31-1161

若者の活躍応援 「ユースエール認定」

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（300人以下）が一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



島根県内の認定企業一覧はこちら→



お問い合わせ先
島根労働局
職業安定課

若者雇用促進総合サイト

検索

TEL 0852-20-7018 又はハローワーク

障害者雇用 「もにす認定」

障害者雇用促進法に基づき、障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組などが優良な中小企業（300人以下）が一定の要件を満たし、申請を行うことにより認定を受けることができます。



島根県内の認定企業一覧はこちら→



お問い合わせ先
島根労働局
職業対策課

障害者雇用優良中小事業主

検索

TEL 0852-20-7021 又はハローワーク